

第三十六条 指定介護療養型医療施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者（以下「居宅介護支援事業者等」という。）が要介護被保険者に当該指定介護療養型医療施設を紹介することの対償として、当該居宅介護支援事業者等に対し金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 指定介護療養型医療施設は、居宅介護支援事業者等に、当該指定介護療養型医療施設からの退院患者を紹介することの対償として、当該居宅介護支援事業者等から金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

（苦情処理）

第三十七条 指定介護療養型医療施設は、その提供した指定介護療養施設サービスに関する入院患者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護療養型医療施設は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定介護療養型医療施設は、その提供した指定介護療養施設サービスに関して旧法第二十三条の規定による市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、入院患者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 指定介護療養型医療施設は、市町村からの求めがあつた場合は、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。

5 指定介護療養型医療施設は、その提供した指定介護療養施設サービスに関する入院患者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う旧法第七十六条第一項第二号の規定による調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の規定による指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

6 指定介護療養型医療施設は、国民健康保険団体連合会からの求めがあつた場合は、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

（地域との連携等）

第三十八条 指定介護療養型医療施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力その他の地域との交流に努めなければならない。

2 指定介護療養型医療施設は、その運営に当たっては、提供した指定介護療養施設サービスに関する入院患者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第三十九条 指定介護療養型医療施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

1 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止

のための指針を整備すること。

- 一 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策について従業者に周知徹底を図る体制を整備すること。
- 三 定期的に、事故発生防止のための委員会を開催し、及び従業者に対する研修を実施すること。
- 2 指定介護療養型医療施設は、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに、市町村、当該入院患者の家族等に対し連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 3 指定介護療養型医療施設は、前項の事故の状況及びその際に採った処置について記録しなければならない。
- 4 指定介護療養型医療施設は、第二項に規定する場合であつて、当該入院患者の損害を賠償すべきときは、速やかに、当該損害の賠償をしなければならない。

(会計の区分)

第四十条 指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスの事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備)

第四十一条 指定介護療養型医療施設は、従業者及び設備並びに会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

- 2 指定介護療養型医療施設は、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から五年間（第五号及び第六号に掲げる記録にあつては、二年間）保存しなければならない。

一 施設サービス計画

二 第十四条第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

三 第十七条第五項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の当該入院患者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

四 第二十四条の規定による市町村への通知に係る記録

五 第三十七条第二項の規定による苦情の内容等の記録

六 第三十九条第三項の規定による事故の状況及びその際に採った処置についての記録

- 3 指定介護療養型医療施設は、第一項の諸記録のうち旧法第四十八条第一項の規定による施設介護サービス費及び旧法第四十九条第一項の規定による特例施設介護サービス費の算定に関する記録については、その完結の日から五年間保存しなければならない。

第五章 ユニット型指定介護療養型医療施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準

第一節 この章の趣旨及び基本方針

(この章の趣旨)

第四十二条 第三条及び前二章の規定にかかわらず、ユニット型指定介護療養型医療施設（施

設の全部において少数の病室及び当該病室に近接して設けられる共同生活室（当該病室の入院患者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下同じ。）により一体的に構成される場所（以下「ユニット」という。）ごとに入院患者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる指定介護療養型医療施設をいう。以下同じ。）の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、この章に定めるところによる。

（基本方針）

第四十三条 ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入院前の居宅における生活と入院後の生活とが連続したものとなるよう配慮しながら、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他の必要な医療を行うことにより、各ユニットにおいて入院患者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。

2 ユニット型指定介護療養型医療施設は、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

第二節 設備に関する基準

第四十四条 ユニット型指定介護療養型医療施設（療養病床を有する病院に限る。以下この条において同じ。）は、ユニット及び浴室を有しなければならない。

2 ユニット型指定介護療養型医療施設の設備の基準は、次のとおりとする。

1 ユニット 次のとおりとすること。

イ 病室 次のとおりとすること。

(1) 一の病室の定員は、一人とすること。ただし、入院患者への指定介護療養施設サービスの提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。

(2) 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入院患者の定員は、おおむね十人以下としなければならない。

(3) 一の病室の床面積は、十・六五平方メートル以上（①ただし書の場合にあつては、二十一・三平方メートル以上を標準）とすること。この場合において、ユニットに属さない病室を改修したものについては、入院患者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、病室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。

(4) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

ロ 共同生活室 次のとおりとすること。

(1) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入院患者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

(2) 一の共同生活室の床面積は、二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの

入院患者の定員の数を乗じて得た面積以上を標準とすること。

(3) 必要な設備及び備品を備えること。

ハ 洗面設備 次のとおりとすること。

(1) 病室ごとに設け、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(2) 身体の不自由な者が使用するために適したものとすること。

ニ 便所 次のとおりとすること。

(1) 病室ごとに設け、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(2) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するために適したものとすること。

二 廊下 幅は、一・八メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、二・七メートル以上とすること。

三 機能訓練室 内のりによる測定で四十平方メートル以上の床面積を有するほか、必要な器械及び器具を備えること。

四 浴室 身体の不自由な者が入浴するために適したものとすること。

3 前項第二号から第四号までに規定する設備は、専ら当該ユニット型指定介護療養型医療施設の用に供するものでなければならない。ただし、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 第二項第一号ロに規定する共同生活室は、医療法施行規則第二十一条第三号に規定する食堂とみなす。

5 前各項に規定するもののほか、ユニット型指定介護療養型医療施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。

第四十五条 ユニット型指定介護療養型医療施設（療養病床を有する診療所に限る。以下この条において同じ。）は、ユニット及び浴室を有しなければならない。

2 ユニット型指定介護療養型医療施設の設備の基準は、次のとおりとする。

一 ユニット 次のとおりとすること。

イ 病室 次のとおりとすること。

(1) 一の病室の定員は、一人とすること。ただし、入院患者への指定介護療養施設サービスの提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。

(2) 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入院患者の定員は、おおむね十人以下としなければならない。

(3) 一の病室の床面積は、十・六五平方メートル以上（①ただし書の場合にあつては、二十一・三平方メートル以上を標準）とすること。この場合において、ユニットに属さない病室を改修したものについては、入院患者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、病室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。

(4) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

ロ 共同生活室 次のとおりとすること。

(1) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入院患者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

(2) 一の共同生活室の床面積は、二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入院患者の定員の数を乗じて得た面積以上を標準とすること。

(3) 必要な設備及び備品を備えること。

ハ 洗面設備 次のとおりとすること。

(1) 病室ごとに設け、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(2) 身体の不自由な者が使用するために適したものとすること。

ニ 便所 次のとおりとすること。

(1) 病室ごとに設け、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(2) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するために適したものとすること。

二 廊下 幅は、一・八メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、二・七メートル以上とすること。

三 機能訓練室 機能訓練を行うために十分な広さを有するほか、必要な器械及び器具を備えること。

四 浴室 身体の不自由な者が入浴するために適したものとすること。

3 前項第二号から第四号までに規定する設備は、専ら当該ユニット型指定介護療養型医療施設の用に供するものでなければならない。ただし、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 第二項第一号ロに規定する共同生活室は、医療法施行規則第二十一条の四において準用する同令第二十一条第三号に規定する食堂とみなす。

5 前各項に規定するもののほか、ユニット型指定介護療養型医療施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。

第四十六条 ユニット型指定介護療養型医療施設（老人性認知症疾患療養病棟を有する病院に限る。以下この条において同じ。）は、ユニット、生活機能回復訓練室及び浴室を有しなければならない。

2 ユニット型指定介護療養型医療施設の設備の基準は、次のとおりとする。

一 ユニット 次のとおりとすること。

イ 病室 次のとおりとすること。

(1) 一の病室の定員は、一人とすること。ただし、入院患者への指定介護療養施設サービスの提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。

(2) 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入院患者の定員は、おおむね十人

以下としなければならない。

(3) 一の病室の床面積は、十・六五平方メートル以上（ただし書の場合にあつては、二十一・三平方メートル以上を標準）とすること。この場合において、ユニットに属さない病室を改修したものについては、入院患者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、病室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。

(4) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

ロ 共同生活室 次のとおりとすること。

(1) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入院患者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

(2) 一の共同生活室の床面積は、二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入院患者の定員の数を乗じて得た面積以上を標準とすること。

(3) 必要な設備及び備品を備えること。

ハ 洗面設備 次のとおりとすること。

(1) 病室ごとに設け、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(2) 身体の不自由な者が使用するために適したものとすること。

ニ 便所 次のとおりとすること。

(1) 病室ごとに設け、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(2) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するために適したものとすること。

二 廊下 幅は、一・八メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、二・七メートル以上とすること。

三 生活機能回復訓練室 六十平方メートル以上の床面積を有するほか、専用の器械及び器具を備えること。

四 浴室 入院患者の入浴の介助を考慮して、できる限り広いものとすること。

3 前項第二号から第四号までに規定する設備は、専ら当該ユニット型指定介護療養型医療施設の用に供するものでなければならない。ただし、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 前三項に規定するもののほか、ユニット型指定介護療養型医療施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。

第三節 運営に関する基準

(利用料等の受領)

第四十七条 ユニット型指定介護療養型医療施設は、法定代理受領サービスを提供した際には、入院患者から利用料の一部として、施設サービス費用基準額から当該ユニット型指定介護療養型医療施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

- 2 ユニット型指定介護療養型医療施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護療養施設サービスを提供した際に入院患者から支払を受ける利用料の額と施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 3 ユニット型指定介護療養型医療施設は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。
 - 一 食事の提供に要する費用
 - 二 居住に要する費用
 - 三 当該入院患者が選定する特別な病室の提供を行ったことに伴い必要となる費用
 - 四 当該入院患者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
 - 五 理美容代
 - 六 前各号に掲げるもののほか、指定介護療養施設サービスにおいて提供される便宜のうち日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、当該入院患者に負担させることが適当と認められるもの
- 4 前項第一号から第四号までに掲げる費用については、知事が別に定めるところによるものとする。
- 5 ユニット型指定介護療養型医療施設は、第三項各号に掲げる費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入院患者又はその家族に対し当該サービス内容及び費用を記載した文書を交付して説明し、当該入院患者の同意を得なければならない。この場合において、同項第一号から第四号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

(指定介護療養施設サービスの取扱方針)

- 第四十八条** 指定介護療養施設サービスは、入院患者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、施設サービス計画に基づき、入院患者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入院患者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。
- 2 指定介護療養施設サービスは、各ユニットにおいて入院患者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。
 - 3 指定介護療養施設サービスは、入院患者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。
 - 4 指定介護療養施設サービスは、入院患者の自立した生活を支援することを基本として、入院患者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、常にその者の心身の状況等を把握しながら、適切に行われなければならない。
 - 5 ユニット型指定介護療養型医療施設の従業者は、指定介護療養施設サービスの提供に当たっては、入院患者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明しなければならない。
 - 6 ユニット型指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスの提供に当たっては、

当該入院患者又は他の入院患者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

7 ユニット型指定介護療養型医療施設は、身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の当該入院患者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

8 ユニット型指定介護療養型医療施設は、自らその提供する指定介護療養施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(看護及び医学的管理の下における介護)

第四十九条 看護及び医学的管理の下における介護は、各ユニットにおいて入院患者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入院患者の病状及び心身の状況等に応じて、適切な技術をもって行われなければならない。

2 ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者の日常生活における家事を、入院患者が、その病状及び心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。

3 ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者が身体の清潔を保持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入院患者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。

4 ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者に対し、その病状及び心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。

5 ユニット型指定介護療養型医療施設は、おむつを使用せざるを得ない入院患者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。

6 ユニット型指定介護療養型医療施設は、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。

7 ユニット型指定介護療養型医療施設は、前各項に規定するもののほか、入院患者が行う離床、着替え、整容その他の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。

8 ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者に対し、その負担により、当該ユニット型指定介護療養型医療施設の従業者以外の者による看護及び医学的管理の下における介護を受けさせてはならない。

(食事)

第五十条 ユニット型指定介護療養型医療施設は、栄養並びに入院患者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。

2 ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。

3 ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入院患者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事をとるこ

とができるよう、必要な時間を確保しなければならない。

- 4 ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入院患者が共同生活室で食事をとることを支援しなければならない。

(その他のサービスの提供)

第五十一条 ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入院患者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。

- 2 ユニット型指定介護療養型医療施設は、常に入院患者の家族との連携を図るとともに、入院患者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(運営規程)

第五十二条 ユニット型指定介護療養型医療施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- 一 施設の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 入院患者の定員
- 四 ユニットの数及びユニットごとの入院患者の定員
- 五 入院患者に対する指定介護療養施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- 六 施設の利用に当たつての留意事項
- 七 非常災害対策
- 八 その他施設の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第五十三条 ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者に対し適切な指定介護療養施設サービスを提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。

- 2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、入院患者が安心して日常生活を営むことができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から、次に定める職員配置を行わなければならない。

- 一 昼間にあつては、ユニットごとに常時一人以上の看護職員又は介護職員を配置すること。
- 二 夜間及び深夜にあつては、二ユニットごとに一人以上の看護職員又は介護職員を配置すること。
- 三 ユニットごとに常勤のユニットリーダーを配置すること。

- 3 ユニット型指定介護療養型医療施設は、当該ユニット型指定介護療養型医療施設の従業者により指定介護療養施設サービスを提供しなければならない。ただし、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

4 ユニット型指定介護療養型医療施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第五十四条 ユニット型指定介護療養型医療施設は、ユニットごとの入院患者の定員及び病室の定員を超えて入院させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(準用)

第五十五条 第八条から第十四条まで、第十六条、第十八条から第二十条まで、第二十四条から第二十七条まで及び第三十一条から第四十一条までの規定は、ユニット型指定介護療養型医療施設について準用する。この場合において、第八条第一項中「第二十八条に規定する運営規程」とあるのは「第五十二条に規定する重要事項に関する規程」と、第二十六条第二項中「この章(この条を除く。)」とあるのは「第五章第三節」と、第四十一条第二項第三号中「第十七条第五項」とあるのは「第四十八条第七項」と読み替えるものとする。

第六章 雑則

(規則への委任)

第五十六条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 指定介護療養型医療施設(療養病床を有する診療所であるものに限る。)に置くべき従業者の員数は、当分の間、第四条第二項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

- 一 医師 常勤換算方法で、一以上
- 二 療養病床に係る病室に置くべき看護職員及び介護職員 常勤換算方法で、療養病床に係る病室における入院患者の数が三又はその端数を増すごとに一以上。ただし、そのうちの
 - 一については、看護職員とするものとする。
- 三 介護支援専門員 一以上

第三条 当分の間、第四条第三項第三号中「六」とあるのは、「八」とする。

第四条 専ら老人性認知症患者療養病棟における作業療法に従事する常勤の看護師(老人性認知症患者の患者の作業療法に従事した経験を有する者に限る。)を置いている指定介護療養型医療施設(老人性認知症患者療養病棟を有する病院であるものに限る。)については、当分の間、第四条第三項第四号中「作業療法士」とあるのは「週に一日以上当該老人性認知症患者療養病棟において指定介護療養施設サービスに従事する作業療法士」と、同条第十項中「第三項第四号の作業療法士及び同項第五号の精神保健福祉士」とあるのは「第三項第五号の精神保健福祉士」とする。

第五条 医療法施行規則等の一部を改正する省令(平成十三年厚生労働省令第八号。以下「平

成十三年医療法施行規則等改正省令」という。) 附則第三条に規定する既存病院建物内の旧療養型病床群(病床を転換して設けられたものに限る。)であつて、平成十三年医療法施行規則等改正省令第七条の規定による改正前の医療法施行規則等の一部を改正する省令(平成五年厚生省令第三号)附則第四条の規定の適用を受けていたものに係る病室に隣接する廊下については、第五条第二項第三号中「一・八メートル」とあるのは「一・二メートル」と、「二・七メートル」とあるのは「一・六メートル」とする。

第六条 平成十三年医療法施行規則等改正省令附則第四条に規定する既存診療所建物内の旧療養型病床群(病床を転換して設けられたものに限る。)であつて、平成十三年医療法施行規則等改正省令第八条の規定による改正前の医療法施行規則等の一部を改正する省令(平成十年厚生省令第三十五号)附則第四条の規定の適用を受けていたものに係る病室に隣接する廊下については、第六条第二項第三号中「一・八メートル」とあるのは「一・二メートル」と、「二・七メートル」とあるのは「一・六メートル」とする。

第七条 病床を転換して設けられた老人性認知症疾患療養病棟(以下「病床転換による老人性認知症疾患療養病棟」という。)に係る病室については、第七条第二項第一号中「四床」とあるのは、「六床」とする。

第八条 病床転換による老人性認知症疾患療養病棟に係る病室に隣接する廊下については、第七条第二項第四号中「一・八メートル」とあるのは「一・二メートル」と、「二・七メートル以上(医療法施行規則第四十三条の二の規定の適用を受ける病院の廊下の幅にあつては、二・一メートル以上)」とあるのは「一・六メートル以上」とする。

(高齢対策課)